

沙流川水系 既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場
規約

(名称)

第1条 本会は、沙流川水系既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場（以下「協議の場」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議の場は、既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節に向けた検討会議）に基づき、沙流川水系において、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者を言う。以下同じ。）との間において、既存ダムの洪水調節機能の強化を図るために必要な協議を行うことを目的とする。

(協議の場の構成)

第3条 協議の場は、別表に掲げる沙流川水系における河川管理者、ダム管理者、関係利水者で構成する。

2 協議の場には会長を置き、室蘭開発建設部次長（河川・道路担当）をもってこれに充てる。

3 会長は、協議の場の事務を掌理する。

4 協議の場には、必要に応じ分科会又は専門部会を設けることが出来る。

(協議事項)

第4条 協議の場は、第2条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

(1) 治水協定の締結に係る事項

(2) 工程表の作成に係る事項

(3) その他

(会議の公開)

第5条 協議の場は、原則として公開とする。

(協議の場資料等の公表)

第6条 協議の場に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、構成員の了解を得て公表しないものとする。

2 協議の場の議事については、事務局が議事録を作成する。

(事務局)

第7条 協議の場の事務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、室蘭開発建設部に置く。

3 事務局の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(規約の改正)

第8条 会長は、本規約を改正する必要があると認めるときは、構成員の同意を得てこれを行うことができる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、会長が協議の場に諮って定める。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年1月30日から施行する。

別 表

沙流川水系 既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場 構成機関名簿

室蘭開発建設部
日高振興局
日高町
平取町
北海道電力株式会社
ほくでんエコエナジー株式会社